

医療費控除には『医療費控除の明細書』の添付が必要です



医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません
ただし、医療費の領収書は5年間の保存が必要です。

確定申告指導会場で『医療費控除の明細書』の記入はできません。
ご自宅でご記入の上、同会場にご持参ください。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。(「医療費控除のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。)

医療費控除のお知らせを元に記入

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ②	円 ④	円 ①

「医療費のお知らせ」に記載がない医療費を、「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入(「医療費のお知らせ」を使わずに、すべての医療費をこちらに記入することも可能)

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
青色太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
"	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円
"	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
青色花子	X X診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住まいの市町村にご確認ください。
※会員の方には、前月号に「医療費控除の明細書」を同封しています。
記載例を参考に各自で明細書を作成しても差し支えありません。

お問い合わせ 国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っています。1面の案内をご覧の上、ご利用ください。

TOPICS ①

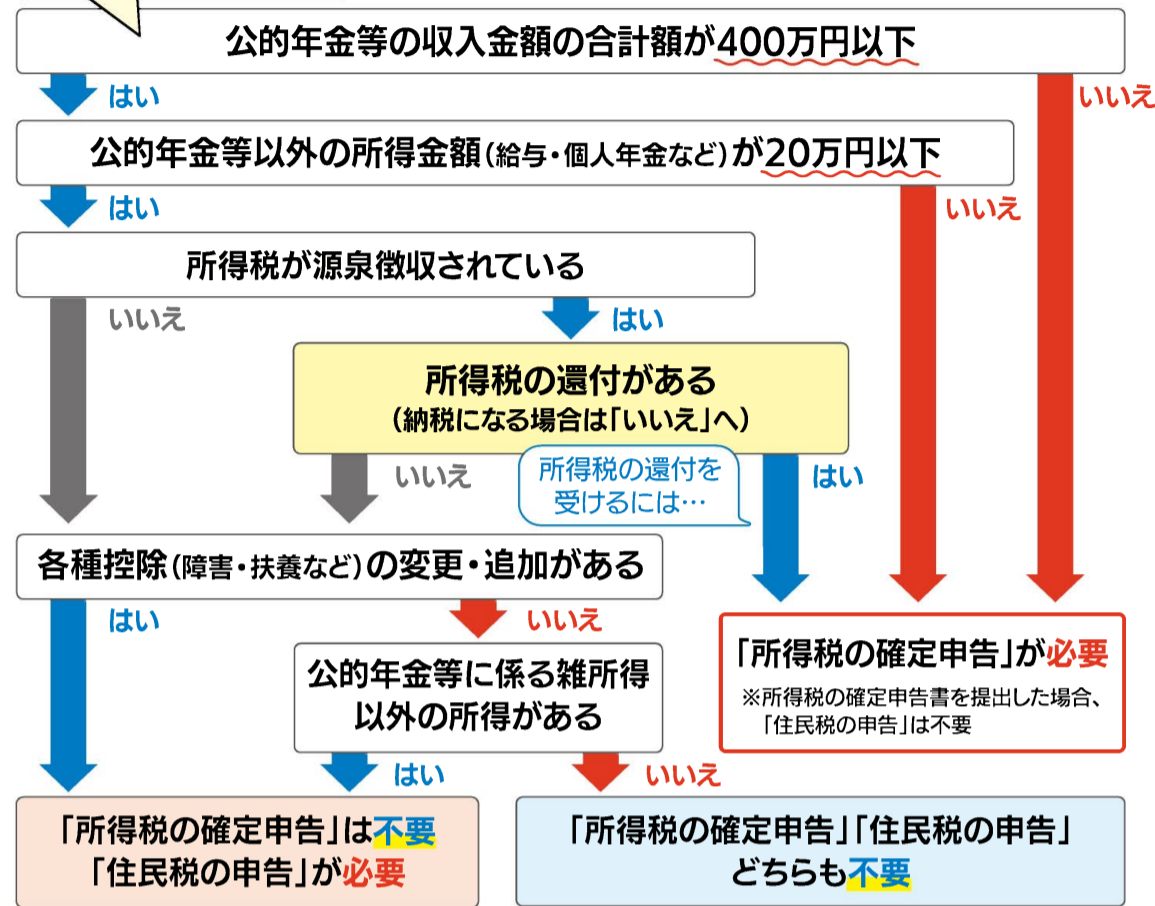


ご存じですか？

フロー
チャートで
チェック!

年金受給者の 確定申告不要制度

収入金額等	公的年金等	3800000
-------	-------	---------



※外国において支払われる公的年金等は源泉徴収の対象とならないため、この支給を受けている方は所得税の確定申告が必要です

詳しい情報は税務署にお問い合わせください 小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代)

会員限定
無料相談
☎0465 要予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10~12時
1月17日(金)
2月 4日(火)
2月21日(金)
3月 4日(火)
3月21日(金)

弁護士の
相続
相談会

10~12時
1月15日(水)
2月19日(水)
3月19日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10~12時
1月14日(火)
2月18日(火)
3月11日(火)

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10~12時
1月23日(木)
2月27日(木)
3月27日(木)

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談
☎24-2614
まで
ご予約下さい

会場
納税者センター・青色会館

注意
同一内容のご相談は重ねてできません。
予めご了承ください。

経理に不安のある方へ

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理 サービス

ばっちり節税
とっても安心

毎月の伝票確認から決算
申告指導まで、専属の担当
者が付いた完全予約制。だ
から、安心・便利です。

青色申告特別控除65万円
が適用されると、所得税、
住民税等の負担が少なく
なります。

本サービスは、節税効果の高い「青色申告特別控除」の適用を受けるために必要な帳簿を作成するサポートサービスです。専属の担当職員が毎月の帳簿作成から決算・申告まで丁寧サポート致します。ぜひご利用ください。



税理士関与の方は
税理士にご相談ください

お問い合わせ 事業課 TEL 0465-24-2614(平日9時~17時)

税のカレンダー

- 固定資産税
南足柄市:
随時期分の納付期限 1月31日(金)
- 償却資産(固定資産税)
申告期限 1月31日(金)
- 給与支払報告書
提出期限 1月31日(金)

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納付期限等については、お住まいの市町村にご確認ください。

TOPICS ②



e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

◆ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード(基本的に2種類)が必要です。

- 1.署名用パスワード
英数字6文字以上16文字以下、かつ、**数字とアルファベットが混在しているもの**
- 2.利用者証明用・入力補助用パスワード**数字4桁**
※控用紙の様子は市区町村によって異なります。

個人番号カード・電子証明書	設定暗証番号記載票
① 署名用パスワード	
② 利用者証明用パスワード	
③ 入力補助用パスワード	
④ 個人番号	
⑤ 電子証明書ID	
⑥ 暗証番号	

◆ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」(パスワードまで記載されたもの)をご持参ください。

重要書類	ID・PWが 目印
個人番号カード	ID・PW
届出完了通知	ID・PW
国税 太郎 様	

e-Taxによる青色申告特別控除 65万円の適用を希望される方へ

◆複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxをすることによる65万円控除の適用を希望される方は、マイナンバーカード本体と左記の暗証番号等に加え、次のデータ等をご用意ください。

- ① 国税庁HPで作成した決算書データ

青色会館3階「確定申告指導会場」にてe-Taxによる青色申告特別控除65万の適用を希望される方は…

原則、事前に決算書データのお預かりが必要です

決算確認指導会ご参加後、入力サポート会場にて決算書データを作成してお預けください。

なお、ご自身で決算書データが完成できる(事前の内容確認は不要)方は「決算書データ送信フォーム」のご利用も可能です。なお、USBメモリによる当日のお預かりはできません。

小田原青色 決算書送信フォーム

- ② 上記データの決算書を印刷したもの(控用のみ)

- ③ データ入力の基となった決算書

※減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピーを添付資料として税務署に提出するために必要です。

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問い合わせ先にご確認ください。



確定申告指導会場で資料が足りない場合、再来場をお願いする場合もございます。4面のチェックリストで事前準備する内容をご確認ください。

給与所得の源泉徴収票 届く時期:1月頃	勤務先
公的年金等の源泉徴収票 届く時期:1月中旬~下旬	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
個人年金の支払金額等のお知らせ 届く時期:1月中旬~下旬	加入先の保険会社
特定口座年間取引報告書 届く時期:1月中旬~下旬	開設先の証券会社等

生命保険料・地震(損害)保険料 届く時期:前年10月頃	加入先の保険会社
住宅借入金年末残高証明書 届く時期:前年10月頃	借入先の金融機関
国民年金保険料 届く時期:前年11月頃	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
小規模企業共済掛金 届く時期:前年12月上旬	中小機構 コールセンター ☎050-5541-7171
国民健康保険料(税) 届く時期:1月下旬	お住まいの市町村

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。 ※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。